参考様式第５－１号

北杜農振第507号
令和6年12月17日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

北杜市長　大柴邦彦

市町村名 （市町村コード）	北杜市 （19209）
地域名 （地域内農業集落名）	高根町清里地区 （浅川・東原・上手・西村・下念場・東念場・八ヶ岳・朝日丘・駅前・小海線以北）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 （第　1　回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進んでおり、これまで保全されてきた農地の遊休農地化が懸念される。
このようなことから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地域内に存在する集落営農組織や認定農業者を中心に、農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、特に課題となる畦草狩りを省力化できる体制を検討していく必要がある。

（2）　地域における農業の将来の在り方

当地域は畜産業も多いことから、耕畜連携を進め地域内での飼料確保に努めることで農地保全を図る。
また、核となる農業生産法人等へ集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化や負担軽減を図るため、スマート農業の導入を進める。
畑地帯については、新規就農者等が参入しやすい環境を整える。なお、耕作者の高齢化等により維持が困難となった場合には、既存の集落営農組織等に集積しながら、互いの作業効率性が向上できるよう地区全体で取り組む必要がある。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	87.98　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	87.98　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向など情報交換を密にし、段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
地域内の圃場整備は完了しているが、大型農機具の導入により作業の効率性を向上させる必要が生じた場合にはさらなる圃場整備を検討する必要がある。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で調整しながら互いの作業効率が向上できるように協議を進めていく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で調整しながら、農地保全がされる体制構築を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④輸出	☑	⑤果樹等
☑	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】